

「一定の資本関係等にある者の同一入札への参加制限について」の取扱い

総務部管財課

1 同一入札への参加が制限される「資本関係」の具体例。

代表例は、以下のとおり。

A社、B社、C社、D社は「資本関係」に該当し、同一入札には参加できない。

※親会社、子会社とは、会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社をいう。

(凡例) 「→」…議決権の過半数を所有

「⇨」…合算すると議決権の過半数を所有

(1) 直接過半数の議決権を有している場合

A社



A社（親会社）がB社（子会社）の議決権の5割超を所有

B社

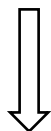
(2) 合算すると議決権の過半数を所有している場合

A社



A社はB社の議決権の5割超を所有

B社



A社とB社をあわせてC社（孫会社）の議決権の5割超を所有

C社

(3) 子会社が議決権の過半数を所有している場合

【パターン1】

A社



A社はB社の議決権の5割超を所有

B社



B社はC社の議決権の5割超を所有

C社

【パターン2】

A社



A社はB社とC社の議決権の5割超を所有

B社



B社とC社をあわせてD社の議決権の5割超を所有

D社

2 同一入札への参加が制限される「人的関係」の具体例。

代表例は、以下のとおり。

A社とB社は「人的関係」に該当し、同一入札には参加できない。

A社 ← 取締役兼務 → B社

※役員 の定義

役員は、以下の役職をいう。なお、「監査役」、「委員会等設置会社における取締役（社外取締役を含む）」及び「（取締役を兼ねない）執行役員」は役員に該当しない。

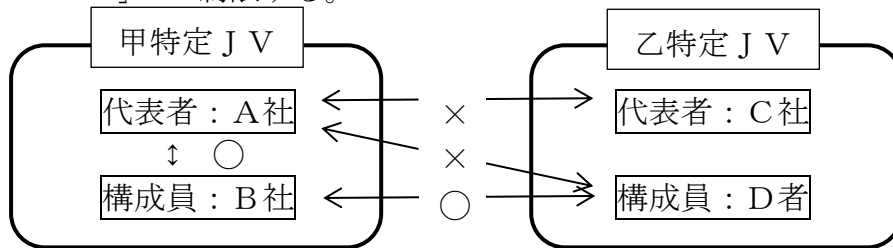
- ①代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

3 特定建設工事共同企業体の取扱い。

具体例は、以下のとおり。（矢印で結ばれた2社が資本・人的関係にあるとする。）

（凡例）「○」… 制限しない

「×」… 制限する。



4 入札参加申込みをした後で、（開札前に）関係会社も参加申込みをしているのが分かった場合は、どのようにすればよいか。

資本関係等にある会社のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない会社の入札は有効とする。

同一の入札への参加をしないよう、資本関係等にある会社同士は入札前に事前に連絡を取ることは構わない。

5 資本関係等にある2社が同一の入札に参加してしまった場合の取扱いは。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札として、2社のした入札は無効とする。
- (2) 2社のいずれかが落札候補者となった場合の対応
 - ① 落札決定前に資本関係等が判明した場合
落札候補決定を取消し、次順位者を落札候補者とする。
 - ② 落札決定後契約締結までに資本関係等が判明した場合
落札決定を取消し、当該入札は再度入札を行う。
 - ③ 契約締結後に資本関係等が判明した場合
状況に応じて、契約解除を含めて検討する。
- (3) 虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した資本関係等に該当する者は、指名停止措置の対象となる場合がある。

6 一定の関係のうち、「その他入札の適正さが阻害されると認められる場合」とは。

一定の資本関係又は人的関係と同視し得る関係があり、入札の適正さが阻害されると認められる場合のことを言い、具体的には、以下のようなケースが考えられる。

- ・ A社の役員が、B社の議決権の過半数を所有している場合